

答 申 書

《施策の指針1》お互いを認め合う男女平等の意識づくり

- 1 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実においては、「喜多方市男女共生のつどい」は、市民が参加しやすい時期の開催とし、幅広い世代において参加者の増加に努めてください。
- 2 固定的な役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動においては、すべての人の人権尊重とジェンダー平等の意識向上に努めてください。
- 3 DV防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援においては、被害の潜在化を防ぐための啓発を強化するとともに、被害者が安心して相談できるよう各関係機関と連携し、支援・相談体制の充実を図ってください。
また、DVなどの被害は周囲から認識されにくいいため、市民生活に密着した関係団体の構成員に対する理解促進を図るための事業に取り組んでください。

《施策の指針2》あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくり

- 1 行政の審議会等への共同参画の推進においては、審議会等の委員について、女性委員の割合が目標値である40%を達成できるよう全庁上げて意識を高め、各団体及び組織へも構成員に女性を選任するよう働きかけるなど、積極的な女性の登用に努めてください。
- 2 事業所や地域活動における共同参画の促進においては、女性が積極的に参画できる環境づくりの支援や地域で活躍できる人材育成のための研修、講演会等の情報提供に努めてください。
- 3 職業意識・能力の向上の支援においては、各種情報提供を行い、職業意識の向上や人材育成、スキルアップに関する支援を継続して実施してください。
- 4 国際理解と協力の促進においては、本市でも技能実習生などの外国人住民が増加していることから、多文化共生社会の実現に向けて、行政情報や生活情報の多言語化とともに、相談体制の整備に努めてください。

《施策の指針3》仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくり

- 1 男女が協力し合う家庭づくりの支援においては、引き続き学習機会の拡充や各種情報提供を行ってください。開催する講座や内容については、男女が共に参加しやすいよう工夫するとともに、家庭生活においても男女がともに協力し合う環境づくりを積極的に推進してください。

- 2 子育て支援の促進においては、関係施設と連携して多様なニーズに対応できるよう引き続き情報の提供に努めるとともに、「子ども・子育て総合相談窓口」の機能充実を図り、関係機関と連携し適切な支援に努めてください。
- 3 介護支援の促進においては、少子高齢化社会に対応していくため、サービス提供の充実を図り、介護職への担い手不足解消のため、労働環境の改善、処遇の改善等の支援の充実により、人材の確保に努めるとともに、国に対して積極的に支援の要望を行ってください。
- 4 多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進においては、関係機関と連携した相談体制の充実を図り、情報提供に努めてください。
また、男女共に多様な働き方を実現できるよう、柔軟な労働形態などの普及を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めてください。

《施策の指針4》生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり

- 1 地域活動への支援と参画の促進においては、ふるさと創生事業や協働のまちづくり推進事業の啓発及び地域住民が実践する上で必要となる支援体制の整備に努めてください。
また、地域の安全を守る組織や活動の維持・充実に向けた対策の強化に努めてください。
- 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備においては、引き続き高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会の実現に努めるとともに、特に住み慣れた地域で安心して生活できる「地域包括ケアシステム」の構築へ向け、更なる推進を図ってください。
- 3 性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援においては、学校における性に対する教育の充実、男女の相互理解や性に関する知識の向上を図ってください。
- 4 妊娠・出産・育児等に関する健康相談等の支援においては、安全・安心な妊娠・出産・育児のための切れ目のない保健事業の充実を努めてください。

最後に、新型コロナウイルス感染症は、世界中の人々の日常生活に大きな影響を及ぼしています。このコロナ禍においても、市民の健康を守り、安全・安心な市民生活を維持するため、誰一人取り残さない地域社会の構築を目指し、事業の推進を図ってください。